第127回 定時株主総会 招集ご通知



2024年6月27日 (木曜日) 午前10時

開催日時



開催場所

東京都中央区新川一丁目3番17号

(新川三幸ビル)

当社2階会議室

(末尾のご案内図をご参照下さい。)

招集ご通知の全文は当社ウェブサイトに掲載しております。書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類と事業報告の一部を併せてご送付しております。なお、書面交付請求された株主様には、法令及び当社定款の定めに従い、電子提供措置事項を記載した書面を同封しております。



日東富士製粉株式会社

証券コード 2003

決議 事項

第1号議案

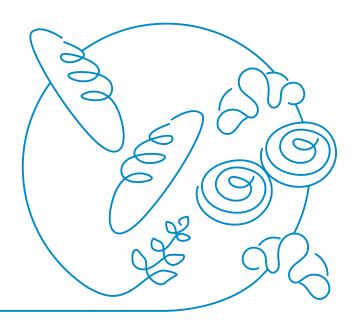
取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案

取締役等に対する業績連動型株式報酬等の 額及び内容決定の件



(証券コード 2003) 2024年6月7日 (電子提供措置の開始日 2024年6月4日)

株主各位

東京都中央区新川一丁目3番17号 日東富士製粉株式会社 代表取締役計長 宮 原

第127回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第127回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申 し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット 上の下記ウェブサイトに「第127回定時株主総会招集ご通知」として電子提 供措置事項を掲載しております。

* 当社株主総会資料掲載ウェブサイト https://www.nittofuji.co.jp/ir/generalmeeting.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

*東京証券取引所ウェブサイト https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は当社証券コード [2003] を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご 確認ください。

なお、書面又はインターネットによって議決権を行使される場合は、電子提供措 置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら2024年6月 26日 (水曜日) 午後5時40分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し 上げます。

【書面(郵送)による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到 着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットによる議決権行使に際しましては、4ページ記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、行使期限までに議決権行使ウェブサイトより議案に対する賛否をご入力ください。

敬具

記

- 1. 日 時 2024年6月27日 (木曜日) 午前10時
- 2.場 所 東京都中央区新川一丁目3番17号(新川三幸ビル) 当社2階会議室 (末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
- 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第126期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告の内容及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監 査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第126期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所 ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権のご行使には、以下の方法がございます。





同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年 6 月27日(木曜日) 午前10時

株主総会に ご出席されない場合



同封の議決権行使書用紙に議 案に対する賛否をご表示のう え、ご返送ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日) 午後5時40分到着分まで



インターネット等

当社指定の「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って 替否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日) 午後5時40分まで

詳細は下記をご覧ください。

詳細は次ページをご覧ください。

書面の郵送による議決権行使のご案内

本定時株主総会にご出席されず、書面の郵送による議決権行使をされる場合は、同封の「議決権行使書用紙」に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。(同封の「記載面保護シール」をご利用ください。)



▶こちらの枠内に、議案の賛否をご表示ください。

右片には、インターネットによる議決権行使で必要となる「ログインID」及び「仮パスワード」が記載されています。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 スマートフォン、タブレット等で議決権 行使書用紙右下に記載のQRコードを読み 取ってください。



2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスして ください。

議決権行使ウェブサイト▶
https://evote.tr.mufg.jp/

2 議決権行使書用紙に記載された「ログイン ID・仮パスワード」をご入力ください。



3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンや スマートフォン、タブレット、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

「通話料無料 」受付時間 午前9時~午後9時」

- ◎ 議決権行使ウェブサイトは、午前2時30分から午前4時30分まではご利用いただけません。
- ◎ 議決権行使書に議案に対する賛否が表示されていない場合は、賛成の意見表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 同一の議案につき、重複して議決権を行使した場合の取扱い
 - (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使した場合は、インターネットによる議決権行使を有効とします。
 - (2)上記(1)の場合を除き、重複して議決権行使をした場合は、最後に行われた議決権行使を有効とします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(5名)は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	宮原朋宏(1967年2月14日生) 再任	1989年 4月 三菱商事株式会社入社 1996年 4月 AGREX INC 1999年 3月 三菱商事株式会社食糧本部飼料畜産部 2001年 4月 同社食糧本部ホワイトミートユニット 2007年 3月 フードリンク株式会社取締役 2010年 3月 三菱商事株式会社農水産本部農産ユニット 2011年 4月 同社農水産本部農産ユニットマネージャー 2013年 4月 同社農水産本部農産部長 2016年 4月 同社生活消費財本部アジア消費財部長 MC FOOD HOLDINGS ASIA PTE.,LTD Managing Director 2023年 4月 当社顧問 2023年 6月 当社代表取締役社長(現在に至る) 重要な兼職の状況 隅田商事株式会社代表取締役	500株
	【取締役候補者とした理由 三菱商事株式会社等で培っ に、当社代表取締役社長を に寄与することができると		

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	党	1983年 4月 当社入社 2000年 4月 当社名古屋工場課長 2013年10月 当社生産技術部長兼エンジニアリング部長 2017年 6月 当社執行役員生産技術部長 2019年 6月 当社常務執行役員生産技術本部長兼品質保 証部担当 2020年 6月 当社取締役常務執行役員生産技術本部長兼品質保証部担当 2021年 6月 当社取締役常務執行役員生産技術本部長 3024年 4月 当社取締役専務執行役員国内事業推進担当 兼品質保証部担当(現在に至る)	2,500株
	知見をもとに、当社取締役	日】 技術本部で培った豊富な業務経験と、生産技術等に関する高い 投専務執行役員国内事業推進担当兼品質保証部担当を務めてお プの業績及び企業価値向上に寄与することができると判断し、	
W	发 鱼 光 恙 (1975年3月23日生) 再任	1997年4月三菱商事株式会社入社2003年9月同社機械グループコントローラーオフィス2005年5月同社トレジャラーオフィス2010年12月Diamond Generating Corporation Director-Corporate Finance&Accounting2016年1月三菱商事株式会社財務部2016年4月同社財務部資金チームリーダー 欧州三菱商事会社取締役CFO2019年8月欧州三菱商事会社取締役CFO2020年3月Mitsubishi Corporation Finance PLC 社長&CEO2023年5月当社顧問2023年6月当社取締役常務執行役員管理本部長兼業務 監査室担当(現在に至る)	0株
	【取締役候補者とした理由 三菱商事株式会社等で培っ に、当社取締役常務執行役 グループの業績及び企業値 ました。		

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数				
4	漢	1995年 4月 三菱商事株式会社入社 2000年 4月 同社食品原料部 2003年 4月 同社プーヒー・ココアユニット 2004年 4月 同社グアテマラ駐在事務所 2009年 8月 同社郷外市場事業開発部兼務 2014年 4月 同社インドネシア部新規事業開発チームリーダー 2015年 5月 PT.MC Living Essentials Indonesia 同社取締役 2019年 3月 PT Nissin Foods Indonesia Vice President Director 2023年 4月 三菱商事株式会社食料本部戦略企画室長かどや製油株式会社社外監査役(2024年 6 月退任予定) 2024年 4月 当社常務執行役員営業本部長(現在に至る) 2024年 6 月 間田商事株式会社代表取締役社長(現在に至る) 重要な兼職の状況 隅田商事株式会社代表取締役社長	O株				
	【取締役候補者とした理由】 三菱商事株式会社等で培った豊富な業務経験と、営業・販売等に関する高い知見をもとに、2024年4月より当社常務執行役員営業本部長を務めており、当社グループの業績及び企業価値向上に寄与することができると判断し、取締役候補者としました。						

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数			
5	提 備 剛 (1976年1月27日生) 再任	1999年 4月 三菱商事株式会社入社 同社関西支社食料部 三菱商事株式会社機質コニット 三菱商事株式会社糖質コニット 2009年 4月 Asia Modified Starch Co.,Ltd. 三菱商事株式会社糖質部 三菱商事株式会社糖質部 同社製粉糖質部澱粉・糖化品チームリーダー 2018年 4月 同社製粉糖質部事業戦略チームリーダー 2019年 1月 日本食品化工株式会社執行役員 三菱商事株式会社食品化学本部戦略企画室 長 2022年 4月 同社食料本部製粉製糖部長(現在に至る) 2023年 6月 当社取締役(現在に至る) 2023年 6月 当社取締役(現在に至る) 2023年 6月 当社取締役(現在に至る) 2023年 6月 当社取締役(現在に至る) 重要な兼職の状況 三菱商事株式会社食料本部製粉製糖部長 DM三井製糖ホールディングス株式会社社外取締役 日本食品化工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	O株			
	【取締役候補者とした理由】 三菱商事株式会社等で培った豊富な業務経験と、営業・販売等に関する高い知見をもとに、引き続き当社グループの業績及び企業価値向上に寄与することができると判断し、取締役候補者としました。					

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 宮原 朋宏氏、太田 大志氏、堤 隆敏氏及び長﨑 剛氏は、過去10年間に当社親会社である三菱商事株式会社の業務執行者であり、その地位及び担当は略歴に記載のとおりであります。
 - 3. 長﨑剛氏は、非常勤の取締役候補者であります。
 - 4. 当社は長﨑剛氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償 責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条 第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、長﨑剛氏の選任が承認された場合には、 当該契約を継続する予定であります。
 - 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって塡補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - 6. 監査等委員会の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任及び報酬等についての意見の概要は以下のとおりであります。監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者選定の手続き並びに選定された各候補者の職務執行状況及び経歴等を検討した結果、本議案の内容は相当であり、特段の指摘すべき事項はないと判断しております。また、監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等について検討した結果、報酬体系や各取締役の報酬等はそれぞれの職責と業績に相応しい水準であると判断しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役中庭聡氏、野口文雄氏及び豊島ひろ江氏は本総会終結の時をもって 任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものでありま す。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。 監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数			
1	が 豆 紫炎 中 庭 聡 (1969年5月20日生) 再任	1993年 4月 三菱商事株式会社入社 明治屋商事株式会社(現:三菱食品株式会社)執行役員管理副本部長 2008年12月 米国三菱商事会社 三菱商事株式会社化学品グループ管理部 2017年 2月 株式会社ローソン財務経理本部部長 2017年 3月 同社上級執行役員CFO 2017年 5月 同社取締役上級執行役員CFO 2019年 3月 同社取締役常務執行役員CFO 2022年 5月 三菱商事株式会社食品産業管理部長(現在に至る) 2022年 6月 当社取締役(監査等委員)(現在に至る) 1里要な兼職の状況 三菱商事株式会社取締役(監査等委員) (現在に至る) 1里要な兼職の状況 三菱商事株式会社取締役(監査等委員) (現在に至る) 1年 2012年 6月 当社取締役(監査等委員) (現在に至る) 1年 2012年 6月 2012年 6月 1年 2012年 6月 20	0株			
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 三菱商事株式会社等での職歴をもとに当社の適切な企業活動への助言や販売活動への支援を期待しております。また、長年にわたる経理部門での経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、製造業の立場ではない客観的視点で当社の企業経営全般に対し貢献が期待できるため、引き続き監査等委員である取締役候補者としました。					

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	豊 島 ひ ろ 江 (1967年9月28日生) 再任	1998年 4月 大阪弁護士会登録 1998年 4月 中本総合法律事務所入所 2005年12月 米国New York州弁護士登録 2009年 4月 中本総合法律事務所パートナー弁護士(現在に至る) 2015年10月 サンエス株式会社社外取締役(現在に至る) 2020年 6月 ニッタ株式会社社外取締役(現在に至る) 2023年 6月 ニデック株式会社社外取締役(監査等委員)(現在に至る) 2023年 6月 ニデック株式会社社外取締役(監査等委員)(現在に至る) 重要な兼職の状況 中本総合法律事務所パートナー弁護士ニッタ株式会社社外取締役 ニデック株式会社社外取締役	〇株
	【監査等委員である社外取 企業法務、民商事紛争、保 精通しており、弁護士とし ものと判断し、引き続き監		
3	宮 下 律 江 (1962年5月3日生) 新任	1986年 4月 株式会社JALインフォテック入社 2001年 7月 同社経営企画部課長 2005年 4月 同社エアライン事業本部旅客システム部部 長 2015年 4月 同社執行役員エアライン事業本部アプリケーション事業部 2018年12月 株式会社エターナリア代表取締役(現在に至る) 2022年 6月 株式会社遠藤照明社外取締役(現在に至る) 12023年 6月 特種東海製紙株式会社社外取締役(現在に至る) 重要な兼職の状況 株式会社エターナリア代表取締役 株式会社エターナリア代表取締役 株式会社エターナリア代表取締役 特種東海製紙株式会社社外取締役 特種東海製紙株式会社社外取締役	0株
	IT分野や女性活躍、人覧 験も有していることから、	双締役候補者とした理由及び期待される役割】 対育成などについて精通しており、また企業経営者としての経 豊富な知識と経験を当社の企業活動に反映していただくこと 賃査等委員である社外取締役候補者としました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、中庭聡氏及び豊島ひろ江氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。中庭聡氏及び豊島ひろ江氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、宮下律江氏の選任が承認された場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 3. 中庭 聡氏は、過去10年間に当社親会社である三菱商事株式会社の業務執行者であり、その地位及 び担当は略歴に記載のとおりであります。
 - 4. 豊島ひろ江氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。 なお、宮下律江氏は、社外取締役候補者であります。
 - 5. 豊島ひろ江氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任が承認された場合は、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。 また、宮下律江氏は、東京証券取引所の規定する独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合は、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
 - 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって塡補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考1) 社外役員選任基準に関する独立性の考え方

(株)東京証券取引所等国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件に加え、本人の現在及び過去 3事業年度における以下(1)~(6)の該当の有無を確認のうえ、独立性を判断する。

- (1)当社の大株主(直接・間接に10%以上の議決権を保有する者)又はその業務執行者(注.1)
- (2)当社の定める基準を超える借入先(注.2)の業務執行者
- (3)当社の定める基準を超える取引先(注.3)の業務執行者
- (4)当社より、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
- (5)当社の会計監査人の代表社員又は社員
- (6)当社より一定額を超える寄附(注.4)を受けた団体に属する者
 - 注.1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員その他の使用人等をいう。
 - 注.2 当社の定める基準を超える借入先とは、当社の借入額が連結総資産の2%を超える借入先をいう。
 - 注.3 当社の定める基準を超える取引先とは、当社との取引が当社連結売上高の2%を超える取引先をいう。
 - 注.4 一定額を超える寄附とは、1事業年度当たり1,000万円を超える寄附をいう。 なお、上記(1)~(6)のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を 有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を開示します。

(ご参考 2) 第 1 号議案及び第 2 号議案が原案どおり可決されますと、役員の構成は次のとおりとなります。

			専門性と経験								
	氏 名		企業経営	製造· 研究開発	営業・ マーケ ティング	財務・会計	法務・ リスク管理	グローバル	I T ·	人事・ 報酬 諮問 委員会	
取締役	宮原	朋宏	再任 男性	0		0			0		0
	ナカタ	四久	再任 男性		0				0		
当等 委	太田	ダイ ジ 大志	再任 男性	0			0	0	0		
(監査等委員を除く	ッッミ 堤	^{タカトシ} 隆敏	新任 男性	0		0			0		
\ \ \ \ \ \	長崎	ゴウ 剛	再任 男性			0			0		0
	中庭	サトシ	再任 男性				0	0	0		
取締役(i	豊島で	うる江	再任社外独立女性					0	0		0
(監査等委員)	村松	gh シ 隆志	再任社外独立男性	0		0		0	0		0
八 八	***>9 宮下	弾エ	新任 社外 独立 女性	0						0	0

第3号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役(監査等委員である取締役、社外取締役、受入出向者及び国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。)及び執行役員(受入出向者及び国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。)(以下、併せて「取締役等」という。)を対象に当社株式を報酬として交付する株式報酬制度(以下「本制度」という。)の導入をお願いするものであります。本議案は、2016年6月29日開催の第119回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額(年額2億円以内。但し、役員賞与及び執行役員兼務取締役の執行役員分の給与と賞与は含め、役員退職慰労金は含まない。)とは別枠として、取締役等に対して株式報酬を支給するものであります。

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、取締役等が 株価の変動によるリターンとリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と 企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としたものであり、当社における取締役の個 人別の報酬等の決定方針(後掲)とも合致していることから、本議案の内容は相当であると 考えております。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第1号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと2名となります。また、上記のとおり、本制度は執行役員も対象としており(本株主総会の終結の時点において本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は3名の予定)、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員が対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等に対する報酬等として、その額及び内容を提案するものであります。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額に相当する金銭を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて役位及び業績目標の達成度等に応じて取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)の交付及び給付(以下「交付等」という。)を行う株式報酬制度です。(詳細は下記(2)以降のとおり。)

-13-

①本議案の対象となる当社株式等 の交付等の対象者	・当社の取締役 ・当社の執行役員
② 本議案の対象となる当社株式が勢	発行済株式の総数に与える影響
当社が拠出する金員の上限 (下記(3)のとおり。)	・5,000万円に対象期間の年数を乗じた金額であり、当初の対象期間である3事業年度においては1億5,000万円(当初の対象期間は2025年3月31日で終了する事業年度から2027年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度)
取締役等に交付等が行われる当社 株式等の数の上限 (下記(4)のとおり。)	・1万2,000株に対象期間の年数を乗じた株式数であり、 当初の対象期間である3事業年度を対象として取締役等 に対して付与する株式数の上限は3万6,000株(当初の 対象期間は2025年3月31日で終了する事業年度から 2027年3月31日で終了する事業年度までの3事業年 度) ・上記の1事業年度あたりの株式数(1万2,000株)の当 社発行済株式総数(2024年3月31日時点、自己株式控 除後)に対する割合は約0.1%
当社株式の取得方法 (下記(3)のとおり。)	・本制度に伴う当社株式は、株式市場又は当社(自己株式 処分)より取得予定
③ 業績達成条件の内容 (下記(4)のとおり。)	・対象期間における中期経営計画の業績目標の達成度等に 応じて0~200%の範囲で変動 ・当初対象期間においては、基礎収益力及び基礎収益 ROAを業績評価指標として採用予定
④ 取締役等に対する当社株式等 の交付等の時期 (下記(5)のとおり。)	・原則、当社の取締役等を退任する時

(2) 信託期間

当初の信託期間は、2024年8月(予定)から2027年8月(予定)までの約3年間とします。但し、信託期間の満了時において、下記(3)のとおり信託期間の延長を行うことがあります。

(3) 当社が拠出する金員の上限

当社は、取締役等に対し交付等を行う当社株式取得のために、対象期間毎に拠出する信託金の上限を、5,000万円に当該対象期間の年数を乗じた金額(当初の対象期間である3事業年度については1億5,000万円)としたうえで、かかる信託金を拠出し、取締役等を受益者として対象期間に対応する期間の信託(以下「本信託」という。)を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場又は当社(自己株式処分)から取得します。当社は、対象期間中、取締役等に対するポイント(下記(4)のとおり。)の付与を行い、当該取締役等の退任時に、このポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、その時点において当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度が新たな対象期間となり、当該期間に応じた年数について本信託の信託期間を延長します。当社は延長された期間毎に、本株主総会の承認決議を得た、本信託に拠出する信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は当社株式等の交付等を継続します。但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に行うことがあります。

また、信託期間の満了時(上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時)で信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等に対する新たなポイント付与は行われませんが、受益者要件を満たす可能性のある取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長させることがあります。

-15-

(4) 取締役等が交付等を受ける当社株式等の数の算定方法及び上限

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、役位及び業績目標の達成度等に応じて付与されるポイント数により定まります。

1ポイント=当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数及び本信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数を調整します。

本信託の信託期間中に取締役等に対して付与されるポイント数の上限は、1万2,000ポイントに対象期間の年数の3を乗じたポイント数とし、本信託の信託期間中に取締役等が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数とします(以下「上限交付株式数」という。)。そのため、3事業年度を対象とする当初の対象期間中に対応する上限交付株式数は、3万6,000株となります。

なお、上記(3)により本信託の継続が行われた場合、延長された信託期間における上限交付株式数は、かかる1事業年度当たりの上限数に延長された信託期間の年数を乗じた数に相当する株式数とします。この上限交付株式数は、上記(3)の当社が拠出する金員の上限を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(5) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した取締役等は、当社の取締役等の退任時に、(4)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、所定の受益権確定手続きを行うことにより、ポイント数の50%に相当する数の当社株式について交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役等が国内非居住者となった場合は、原則としてその時点で付与されている累積ポイント数に相当する数の当社株式の全てを、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等が受けるものとします。

また、信託期間中に取締役等が死亡した場合は、原則としてその時点で付与されている累積ポイントに相当する数の当社株式の全てを本信託内で換価したうえで、当該取締役等の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(7) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

(8) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(参考)

本制度の詳細につきましては、2024年5月20日付適時開示「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(URL: https://www.nittofuji.co.jp/ir/)

以上

事業報告

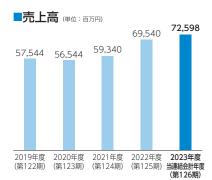
(自 2023年4月1日) 至 2024年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

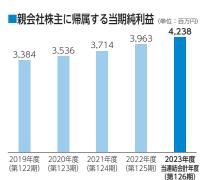
(1) 財産及び損益の状況の推移

[2	区 5	चे च	2019年度 (第122期)	2020年度 (第123期)	2021年度 (第124期)	2022年度 (第125期)	2023年度 当連結会計年度 (第126期)
			百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
売	上	高	57,544	56,544	59,340	69,540	72,598
			百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
経	常 利	益	4,970	5,027	4,886	5,728	5,816
			百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
親会社	株主に帰属する当期	用純利益	3,384	3,536	3,714	3,963	4,238
1株	当たり当期純	i利益	369円55銭	386円21銭	407円54銭	435円30銭	465円52銭
			百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
総	資	産	49,541	52,378	55,870	60,944	64,240
			(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
自己	資本利益率(ROE)	9.5	9.3	9.1	9.1	8.9

(注)当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2019年度の期 首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算定しております。







(2) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い各行動制限が緩和された一方で、ウクライナ問題や中東紛争等、緊迫した国際情勢のなか、難しい経営環境が続いております。

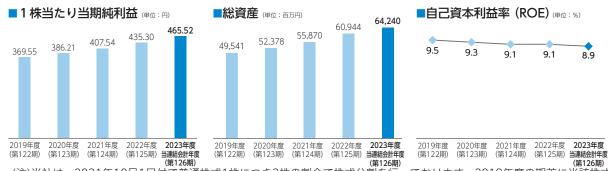
このようななか、当社グループは本年度を最終年度とする中期経営計画 "New Foundation for the Future" において、①成長を支える設備・人財投資、②グループ経営基盤及び連携の強化、③海外ミックス粉事業の面展開と小麦粉の輸出拡大、④美味しさと健康を軸とした製品ラインナップの拡充、⑤「主食を通じた食と健康の課題解決」につながる新規事業機会の創出、の5つを重点戦略として掲げ、更なる成長のための事業基盤の確立を進めてまいりました。

小麦粉市場につきましては、外食・観光需要も持ち直しの動きが見られましたが、物価上昇による消費者の節約志向や、生産・物流コストの上昇などもあり厳しい経営環境が続いておりますが、お客様の様々なニーズに適う商品提案に努めております。

三菱商事株式会社及びグループ各社と国内外で一層連携強化を図っており、海外事業につきましては、ベトナムのNITTO-FUJI INTERNATIONAL VIETNAM CO., LTD.及びタイのNitto Fuji International (Thailand) Co., Ltd.の両拠点の連携を図り、製品の安定供給に努めるとともに、成長分野への積極的な拡販を進めております。連結子会社の株式会社増田製粉所は、技術に立脚したブランド価値の向上により顧客満足度を高めるなど、既存取引先との関係強化及び新規顧客の開拓に努めております。

食品安全や環境の国際規格である「FSSC22000」及び「ISO14001」をベースとした当社独自のマネジメントシステム「NittoFuji Total Operation Program (NTOP)」を定め、食品安全・安心の向上と環境保全に努めております。

これらの結果、当連結会計年度の連結売上高は725億9千8百万円(前連結会計年度比4.4%増)となりました。連結経常利益は58億1千6百万円(前連結会計年度比1.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は42億3千8百万円(前連結会計年度比6.9%増)となりました。



(注)当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2019年度の期首に当該株式 分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

事業セグメント別売上高

区分	当連結会計年度		前連結会語	計年度	前連結会計年度比増減(△)		
分	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減 (△) 率	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	
製粉及び食品事業	61,361	84.5	59,364	85.4	1,996	3.4	
外食事業	11,088	15.3	10,027	14.4	1,060	10.6	
運送事業	149	0.2	147	0.2	1	1.2	
合 計	72,598	100.0	69,540	100.0	3,058	4.4	

事業別の概況は、次のとおりであります。

主力事業である製粉及び食品事業におきましては、外国産小麦の政府売渡価格改定は4月改定では5.8%の値上げ、10月改定では11.1%の値下げとなり、それぞれ昨年6月と当年1月に業務用小麦粉の価格改定を実施しました。値上げ期間の小麦粉販売が堅調に推移したことに加えて、市況価格が高止まりした副産物及びコロナ禍後の人流回復に伴う外食・行楽需要によるプレミックス粉の好調な販売に支えられた結果、売上高は前連結会計年度比3.4%増の613億6千1百万円となりました。営業利益は、市況が好調だった副産物が利益を押し上げましたが、人件費等営業費用の増加に伴い、前連結会計年度比1.8%減の46億9千1百万円となりました。

外食事業におきましては、コロナ禍後、外食需要が回復する中で、主力のケンタッキーフライドチャンでのキャンペーンの奏功・デリバリー需要伸長等により、売上高は前連結会計年度比10.6%増の110億8千8百万円となりました。営業利益も、前連結会計年度比9.6%増の3億6千5百万円の増収増益となりました。

運送事業におきましては、バラ製品及び袋物製品の配送数量が減少したこともありましたが、売上高は、前連結会計年度比1.2%増の1億4千9百万円となりました。営業利益につきましては、運賃改定による売上利益の増加もありましたが、継続的な燃料代の高騰等により、前連結会計年度比11.6%減の1億3千2百万円の増収減益となりました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は、26億1千1百万円であり、事業の種類別セグメントは次のとおりであります。

区分	設備投資額	主 な 内 容
	百万円	
製粉及び食品事業	2,200	製造設備の増強、倉庫設備の拡充、合理化・省力化への投資
外食事業	345	新規出店による店舗設備、既存店の改装等
運送事業	65	車両老朽化による入替
合 計	2,611	

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度末の借入金合計金額は4億円であります。

なお、当連結会計年度中には、当社グループ各社とも増資あるいは社債発行による資金調 達は行っておりません。

(5) 対処すべき課題

①経営戦略(中期経営計画2026)

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、各行動制限が緩和され、昨年は概ね経済活動や社会活動は平常化され、当社は、2021年5月に公表した「2024中期経営計画"New Foundation for the Future"」で掲げた「原料調達・製造・販売・開発・物流」全部門の連携による事業基盤の強化を進め、目標としていた連結純利益40億円を早期達成いたしました。

一方で、ウクライナ問題や中東紛争、欧米の金融市場動向・円安が継続する為替相場等、 当社を取り巻く外部環境の不確実性は続いており、当社の業績は堅調に推移しているもの の、寡占化かつ縮小が進む国内製粉事業の将来性には強い危機感を持っております。

このようななか、全社一丸となり、先行き不透明な環境を乗り越えたいという想いを込めて、次の通りパーパスを策定いたしました。

「小麦の持つ無限の可能性で、世界の多様なニーズに挑戦し続ける」

また、一刻も早く将来に向けた課題と打ち手に取り組むため、現中期経営計画の「2024 中期経営計画 "New Foundation for the Future"」を一年前倒しで終了し、新たに、2024年度を初年度とする「中期経営計画2026」を策定いたしました。

②中期経営計画の概要

- (1) 事業戦略
- ①既存事業の量的拡大・質的向上 ②収益性向上及び安定化 ③海外事業の拡大及び自立化
- ④新事業領域に繋がる成長投資 ⑤稼ぐDX化の推進 ⑥人的資本の最適化
- ⑦資本効率向上と財務安定性を踏まえた資本政策
- ⑧サステナブル経営の推進

- (2) 財務 K P I 、非財務 目標
- ◆中期財務目標(2026最終年度)
 - ・連結純利益 45億円 / 連結ROE 8.0%以上
 - ・基礎収益 30億円以上 / 基礎収益ROA 4.1%以上

※基礎収益の定義:「営業利益-配合飼料用副産物損益」×(1-実効税率)+事業投資損益(持分利益)

- ◆中期非財務日標
 - ・GHG (温室効果ガス) 削減比率 2030年のGHGの50%削減達成(2020年対比)に向けた環境対策の推進
 - ダイバーシティ関連 役職者(部長等)の女性比率向上 特定技能制度活用による外国人労働者・技術者の活用
- ③ 今後の見通し

製粉及び食品事業におきましては、ウクライナや中東等を巡る地政学的な要因により、 エネルギーや小麦などの資源や穀物価格が大幅に変動するリスクが続くなど、この先も難 しい事業運営が予想されますが、市場競争力を強化し企業価値の一層の向上を図って参り ます。

外食事業におきましては、原材料価格や人件費などの外的コストは上がっていくと想定 される一方で、消費者の嗜好の変化に伴う客単価の向上や、インバウンド需要増加に伴う 客数の増加といったプラスの要素も見込めるようになっております。また、消費者の食の 安全・安心に対する意識も一段と高まっており、お客様から継続的に支持される店舗運営 に注力して参ります。

当社は、1914年の創業以来、小麦粉の製造・販売を通して日本の食生活基盤を支えて 参りましたが、創業110周年を迎えた2024年にパーパスを策定しました。先行き不透明 な環境が今後も予測されるなか、各種取り組みを通じてパーパスを実現し、世代を超えて 存続していく企業となるべく、すべてのステークホルダーの皆様と共に食の安全・安心・ 美味しさをこれからもお届けして参ります。

株主の皆様のなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況(2024年3月31日現在)

① 親会社の状況

三菱商事株式会社は、当社の株式5,905千株(持株比率64.9%)を保有しており、当 社の親会社であります。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

(a)取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

製品の販売等については、市場価格、総原価を勘案して、一般的取引条件と同様に決定しております。

製品・原材料の購入については、市場の実勢価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

(b)当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由 法令及び社内規程に則り取締役会、常務会等で所定の手続きをした上で取引を行い、 監査等委員会や業務監査室等により適正な業務遂行が確認されていることから、当社取 締役会は、当社の利益が害されていないと判断しております。

(c)取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容	
	千円	%		
日東富士運輸株式会社	25,000	100.0	運 送 事 業	
株式会社さわやか	100,000	100.0	外 食 事 業	
隅 田 商 事 株 式 会 社	26,000	100.0	製粉及び食品事業	-
NITTO-FUJI INTERNATIONAL VIETNAM CO.,LTD.	億VND 1,305	94.7	製粉及び食品事業	
株式会社増田製粉所	千円 350,000	100.0	製粉及び食品事業	
兼 三 株 式 会 社	30,000	100.0	製粉及び食品事業	
Nitto Fuji International (Thailand) Co.,Ltd.	于THB 402,000	100.0	製粉及び食品事業	:

(注)兼三株式会社の株式は、株式会社増田製粉所を通じての間接所有となっております。

③ 特定完全子会社の状況 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容(2024年3月31日現在)

現在、当企業集団の事業の種類別セグメントは次のとおりであります。

製粉及び食品事業は、小麦その他農産物を原料として、小麦粉・ふすま類の製造・販売を主たる事業とし、ミックス粉他小麦粉関連製品等の製造・加工・販売も併せて行っております。さらに、工場付属営業倉庫(サイロ)において、小麦の保管業務等の倉庫業及び荷揚荷役の港湾運送業を行っております。

外食事業は、当社子会社の株式会社さわやかが「ケンタッキーフライドチキン(以下 K F C)」のトップフランチャイジーとして事業展開しているほか、各種レストラン等にも進出しております。

運送事業は、当社子会社の日東富士運輸株式会社が当社を主たる荷主として小麦粉製品等の運送を行っております。

(8) 主要な営業所・出張所及び工場(2024年3月31日現在)

① 当社

社: 東京都中央区 本 中央研究所: 東京都大田区 仙 台 営 業 所 : 宮城県仙台市 埼玉事業所: 埼玉県熊谷市 静 岡 出 張 所 : 静岡県静岡市 名 古 屋 営 業 所 : 愛知県知多市 北 陸 出 張 所 : 富山県射水市 大阪営業所: 兵庫県神戸市 広島出張所:広島県広島市 東京 丁場:東京都大田区 場 : 埼玉県熊谷市 埼 玉 Т 埼 玉 食 品 丁 場 : 埼玉県熊谷市 静 岡 丁 場:静岡県静岡市 名 古 屋 工 場 : 愛知県知多市

(注) 2024年5月1日付で埼玉事業所は食品開発センターに名称変更いたしました。

② 子会社

日東富士運輸株式会社

本 社: 東京都中央区

支 店: 東京都大田区、埼玉県熊谷市、静岡県静岡市、

愛知県知多市

営 業 所 兵庫県神戸市

株式会社さわやか

本 社 : 東京都中央区 K F C 69 店 舗 : 東京都他 6 県

各種レストラン等12店舗: 東京都、神奈川県、埼玉県

隅田商事株式会社

本 社: 東京都中央区

営 業 所: 岩手県滝沢市、福島県郡山市、三重県四日市市

NITTO-FUJI INTERNATIONAL VIETNAM CO.,LTD.

本 社: ベトナム ビンズン省

株式会社増田製粉所

本 社: 兵庫県神戸市 支 店: 東京都中央区

兼三株式会社

本 社: 兵庫県神戸市

Nitto Fuji International (Thailand) Co.,Ltd.

本 社: タイ王国 サラブリ県

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

	事業の種類別セグメントの名称					従	業	員	数			
												名
製	粉	及	Ω_{k}	食		事	業				615	
外	食事		業				136					
運	運 送 事 業		業				71					
合 計						822						

(注) 上記のほかに臨時従業員2,679名 (最近1年間の平均雇用人員) を雇用しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減 (△)	平 均 年 令	平均勤続年数
403名	3名	42.6歳	18.3年

(注) 上記のほかに臨時従業員130名 (最近1年間の平均雇用人員) を雇用しております。

(10) 主要な借入先(2024年3月31日現在)

	借	入	先		借入金額
					百万円
株式	式 会 社 三	菱 U	F J 銀	行	175
農	林中	央	金	庫	125
株	式 会 社	みず	ほ銀	行	50
株 :	式 会 社	三 井 倍	友 銀	行	50

2. 会社の株式に関する事項(2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

30,000,000株

(2) 発行済株式の総数

9,384,728株

(3) 株主数

18,720名

(4) 大株主

株 主 名		持	株数	持株比率
			千株	%
三 菱 商 事 株 式 会	社		5,905	64.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信	託口)		373	4.1
株式会社日本カストディ銀行(信	託口)		132	1.5
山崎製パン株式会	会 社		123	1.4
日 東 富 士 製 粉 持 枚	朱 会		120	1.3
日清食品ホールディングス株式	会社		103	1.1
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORT	FOLIO		70	0.8
古 庄 政	文		66	0.7
鈴 与 株 式 会	社		51	0.6
JP モ ル ガ ン 証 券 株 式	会 社		50	0.6

⁽注) 上記のほか当社保有の自己株式279千株があります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役(2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※代表取締役社長	宮原 朋 宏	隅田商事株式会社代表取締役
取 締 役 常務執行役員	イ トゥ 1世 ^ム 伊 藤 勇	営業本部長兼株式会社増田製粉所代表取締役社長兼営 業本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	中田昭久	生産技術本部長
*取 締 役 *常 務 執 行 役 員	太 田 犬 恙	管理本部長兼業務監査室担当
※取締役	ナガ サキ ゴウ 長 崎 剛	三菱商事株式会社食料本部製粉製糖部長 DM三井製糖ホールディングス株式会社社外取締役
取 締 役(監査等委員)	中庭 サトシ 歌	三菱商事株式会社食品産業管理部長 日本食品化工株式会社取締役(監査等委員)
取 締 役(監査等委員)	グチ フミ オ 野 口 文 雄	タイヤ公正取引協議会専務理事 一般社団法人全国公正取引協議会連合会理事 郷原総合コンプライアンス法律事務所特別顧問
取 締 役 (監 査 等 委 員)	豊島の名江	中本総合法律事務所パートナー弁護士 ニッタ株式会社社外取締役 ニデック株式会社社外取締役(監査等委員)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	村松隆志	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

- (注) 1. ※印を付した取締役は、2023年6月29日開催の第126回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
 - 2. 取締役のうち監査等委員の野口文雄、豊島ひろ江及び村松隆志の各氏は、社外取締役であります。
 - 3. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
 - 4. 監査等委員である取締役の中庭聡氏は、長年にわたり経理部門の経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 野口文雄、豊島ひろ江及び村松隆志の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - 6. 2023年6月29日開催の第126回定時株主総会終結の時をもって、藤田佳久、山田容三及び刀禰舘次郎の各氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
 - 7. 2024年4月1日付で次のとおり異動がありました。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 顧 問	伊藤勇	株式会社増田製粉所代表取締役社長兼営業本部長
取 締 役 専務執行役員	中田昭久	国内事業推進担当兼品質保証部担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は非業務執行取締役との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって塡補することとしております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社取締役及び国内外の子会社取締役・監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、業務執行取締役の報酬等は、職務執行の対価として毎月固定額を支給する「基本報酬」と、各事業年度の業績に連動した「賞与」による構成としております。

「基本報酬」につきましては、各役員の職責や職務内容、担当領域のグループ経営への影響の大きさに応じ、世間水準並びに従業員給与とのバランスを考慮して決定しております。また、個別の役員の前事業年度の実績に応じ、一定の範囲で昇給が可能な仕組みとしており、基本報酬においても役員の成果に報いることができるようにしております。「賞与」につきましては、各事業年度の当社グループの業績及び貢献度に応じて決定しております。

なお、2021年3月1日施行の会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)により、株主総会決議に基づく取締役の報酬等について、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めることが求められていることから、2020年12月に報酬諮問委員会(2021年11月に人事・報酬諮問委員会として改組)を設置し、時価総額や利益水準が同程度の国内上場企業の役位別報酬水準に係る外部機関の調査結果等を参考にして、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬としての賞与の標準金額を決定しており、2021年2月24日開催の取締役会において業績連動報酬の決定方針について全員一致をもって可決しております。

監査等委員以外の非業務執行取締役の報酬は、高い独立性の確保の観点から、業績との 連動は行わず、固定報酬である基本報酬のみとしております。

監査等委員である取締役の報酬は、取締役の報酬等の決定方針を参考にし、定時株主総会終了後最初に開催される監査等委員会において、監査等委員会の独立性に影響を与えない範囲を検討し、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第119回定時株主総会において年額2億円以内(但し、役員賞与及び執行役員兼務取締役の執行役員分の給与と賞与は含め、役員退職慰労金は含まない)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は7名です。監査等委員である取締役の報酬等の額は2016年6月29日開催の第119回定時株主総会において年額3千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち、社外取締役は2名)です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会において、代表取締役社長宮原朋宏に個人別の報酬等の決定を一任することを審議及び決定し、取締役から委任を受けた代表取締役社長が株主総会決議に従うことを前提に、人事・報酬諮問委員会から取締役会へ答申された内容に準じて決定しております。その権限の内容は、各取締役の担当部門の業績を踏まえた基本報酬の年俸額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役が判断した理由

取締役の個人別の報酬等は、取締役会において決議した方針と同様であり、取締役会は 決定方針に沿うものであると判断いたしました。なお、翌事業年度においても、人事・報 酬諮問委員会の答申内容を踏まえ多面的な検討を行い、決定いたします。

⑤ 取締役の報酬等の総額等

	 報酬等の総額	報酬等	対象となる		
役員区分	(百万円)	基本報酬	業績連動報酬等 (賞与)	退職慰労金	役員の員数
取締役(監査等委員を除く。)	101	72	25	3	8名
(うち社外取締役)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
取締役(監査等委員)	17	17	_	_	4名
(うち社外取締役)	(17)	(17)	(—)	(—)	(3名)
合 計	119	90	25	3	12名

- (注) 1.上記の取締役(監査等委員を除く。)の人員には、当事業年度中に退任した取締役3名が含まれております。 2.業績連動報酬等(賞与)は、当社グループの経営活動全般の活動成果を反映する連結純利益やROE等を指標 とし、支給額を決定しております。
 - 3.当社は第126回定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止しております。上記報酬額に含まれる役員退職慰労金の支給額は、役員退職慰労金制度廃止前に計上したものであります。 4.当事業年度に支給した役員退職慰労金額は、取締役(監査等委員を除く)2名54百万円です。

⑥ 業績連動報酬等に関する事項

取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の向上を図るため、取締役に対して業績連動報酬を支給することとしております。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結純利益及び連結ROEであり、また、当該業績指標を選定した理由は、成長に向けた投資や株主還元の原資となる指標であるためであり、より高い利益水準を達成することで、持続的成長と企業価値向上を目指しております。なお、当事業年度を含む連結純利益及び連結ROEの推移は1.(1)財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

また、本株主総会の第3号議案で承認いただくことを条件に、当社の取締役(監査等委員である取締役、社外取締役、受入出向者及び国内非居住者を除く。)及び執行役員(受入出向者及び国内非居住者を除く。)を対象とした業績連動型株式報酬制度「役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託」の導入を、2024年5月20日開催の取締役会において決議しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 社外取締役(監査等委員) 野口 文雄
 - ○重要な兼職先と当社との関係
 - ・タイヤ公正取引協議会専務理事 タイヤ公正取引協議会と当社との間には特別な関係はありません。
 - ・一般社団法人全国公正取引協議会連合会理事 一般社団法人全国公正取引協議会連合会と当社との間には特別な関係はありません。
 - ・郷原総合コンプライアンス法律事務所特別顧問 郷原総合コンプライアンス法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。
 - ○当事業年度における主な活動状況
 - ・出席及び発言状況 当事業年度に開催された取締役会の12回中11回、及び監査等委員会の12回中11回 に出席し、適正な企業活動への助言がありました。
 - ・社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の人事や報酬決定プロセスにおいては、 任意の人事・報酬諮問委員会の委員を務めております。 社外取締役のみが出席する独立社外取締役検討会では、当社グループにおいて中・ 長期的に対処すべき課題等について、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、 社外取締役の相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での議論の活発化 に向けて取り組んでおります。

- ② 社外取締役(監査等委員) 豊島 ひろ江
 - ○重要な兼職先と当社との関係
 - ・中本総合法律事務所 中本総合法律事務所と当社の間には特別な関係はありません。
 - ・ニッタ株式会社社外取締役
 - ニッタ株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
 - ・ニデック株式会社社外取締役(監査等委員) ニデック株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
 - ○当事業年度における主な活動状況
 - ・出席及び発言状況 当事業年度に開催された取締役会12回全て及び監査等委員会12回全てに出席し、 適正な企業活動への助言がありました。
 - ・社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の人事や報酬決定プロセスにおいては、 任意の人事・報酬諮問委員会の委員を務めております。取締役会及び監査等委員会に おいて決議事項や報告事項の趣旨、内容に関する質問、意見の具申を適宜行う等、 弁護士としての高い専門性と企業法務に関する豊富な経験に基づいて主に適法性の 観点から適切に監査・監督を行い、期待される役割を適切に果たしております。
- ③ 社外取締役(監査等委員) 村松 隆志
 - ○当事業年度における主な活動状況
 - ・出席及び発言状況 当事業年度に開催された取締役会12回全て及び監査等委員会12回全てに出席し、 適正な企業活動への助言がありました。
 - ・社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の人事や報酬決定プロセスにおいては、 任意の人事・報酬諮問委員会の委員を務めております。主に経営者及び監査役として の豊富な知見を活かした助言・提言を行うとともに独立した立場から活発に意見を述 べて取締役会の決定に参画し、取締役会の監督機能の強化に貢献しております。

4. 会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	監査業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当 社	44	_
連結子会社	_	_
計	44	_

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、監査等委員会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額は区分されていないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
 - 3. 当社の子会社であるNITTO-FUJI INTERNATIONAL VIETNAM CO.,LTD.及びNitto Fuji International (Thailand) Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する と認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任い たします。当該解任をした場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集 される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、2024年5月20日開催の取締役会において、累進配当を導入することを決議し、下記のとおり配当方針を変更いたしました。なお、累進配当は2025年3月期中間配当金より適用します。

〈変更前〉

当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題の一つとして認識しており、各事業年度の業績の状況と将来の事業展開を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当の維持を基本としつつも、連結ベースの配当性向30%以上をもう一つの基準とし、株主の皆様のご期待にこたえて参りたいと考えておりますが、「2024中期経営計画 "New Foundation for the Future"」の最終年度となる2025年3月期迄は、株主の皆様への利益還元をより一層強化するため、連結ベースの配当性向を40%以上に引き上げることとしました。

〈変更後〉

当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題の一つとして認識しており、各事業年度の業績の状況と将来の事業展開を総合的に勘案し、安定的な配当の維持を基本としつつも、「中期経営計画2026」の最終年度となる2027年3月期においては、累進配当を継続的に実施することにより利益還元を一層強化し、株主の皆様のご期待にこたえて参ります。

なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の 配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、普通配当を1株当たり112円とさせていただきます。中間期においては、中間配当金1株当たり75円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり187円となります。

次期の配当金につきましては、上記方針のもと中間配当金1株当たり140円、期末配当金1株当たり140円の年間配当金1株当たり280円を予定しております。

(備 考) この事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てにて、また、割合及び1株当たり 当期純利益は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	当連結会計年度 (2024年3月31日現在)	前連結会計年度 (ご参考) (2023年3月31日現在)	科目	当連結会計年度 (2024年3月31日現在)	前連結会計年度 (ご参考) (2023年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産			流動負債		
現金及び預金	1,561	1,101	支払手形及び買掛金	4,905	6,154
受取手形及び売掛金	10,613	10,099	短期借入金	400	500
商品及び製品	3,394	3,071	未払法人税等	1,019	841
原材料及び貯蔵品	8,018	9,901	賞与引当金	647	581
短期貸付金	8,240	6,872	役員賞与引当金	37	29
その他	591	1,063	その他 本動会集会 記	3,285	3,277
貸倒引当金	△7	△7	流動負債合計 固定負債	10,295	11,384
流動資産合計 固定資産	32,411	32,103	固 定 負 債 繰延税金負債	3,256	2,937
回			展 延 悦 並 貝 頂 退職給付に係る負債	3,230	322
建物及び構築物	6,485	5,806	では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	44	99
機械装置及び運搬具	4,995	4,417	資産除去債務	519	504
土地	4,658	4,647	受 性	141	137
建設仮勘定	171	264	固定負債合計	4,269	4,002
その他	446	468	負債合計	14,564	15,386
有形固定資産合計	16,757	15,604	(純資産の部)	,	,
無形固定資産		,	株主資本		
0 h h	_	13	資 本 金	2,500	2,500
そ の 他	495	507	資本剰余金	4,049	4,049
無形固定資産合計	495	520	利 益 剰 余 金	37,266	34,603
投資その他の資産			自己株式	△477	△474
投資有価証券	10,353	9,329	株主資本合計	43,339	40,677
繰延税金資産	173	139	その他の包括利益累計額		
退職給付に係る資産	2,900	2,171	その他有価証券評価差額金	5,327	4,467
差入保証金	790	814	繰延ヘッジ損益	0	2
その他	404	309	為替換算調整勘定	434	295
貸倒引当金	△45	△48	退職給付に係る調整累計額	517	55
投資その他の資産合計	14,577	12,716	その他の包括利益累計額合計	6,279	4,820
固定資産合計	31,829	28,841	非支配株主持分	57	59
※ ☆ ♪ ➡	64240	60.044	純資産合計	49,676	45,558
資産合計	64,240	60,944	負債純資産合計	64,240	60,944

(注)前連結会計年度(2023年3月31日現在) はご参考(会計監査人の監査対象外) です。

連結損益計算書

(単位:百万円)

		(単位・日月円)
科 目	当連結会計年度 / 自 2023年4月1日 \	前連結会計年度(ご参考) /自 2022年4月1日)
	(自 2023年4月1日) 至 2024年3月31日)	(自 2022年4月1日) 至 2023年3月31日)
売 上 高	72,598	69,540
元	56,008	53,613
売 上 総 利 益	16,589	15,926
販売費及び一般管理費	11,352	10,626
営 業 利 益	5,237	5,299
営 業 外 収 益	648	517
受 取 利 息	20	10
受 取 配 当 金	133	113
固定資産賃貸料	233	236
その他の営業外収益	261	156
営業外費用	69	88
支払利息	2	2
為替差損	_	60
海外子会社駐在員に係る源泉所得税負担額	25	10
租税公課	6	2
その他の営業外費用	35	11
経 常 利 益	5,816	5,728
特 別 利 益	387	82
固 定 資 産 売 却 益	387	1
投資有価証券売却益	_	8
協力金収入	_	72
特別 損失	426	132
固 定 資 産 売 却 損	_	1
固 定 資 産 除 却 損	61	71
企業年金基金脱退損失	24	_
減 損	92	59
投 資 有 価 証 券 評 価 損	236	_
その他	12	_
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	5,777	5,678
法人税、住民税及び事業税	1,827	1,640
法人税等調整額	△297	61
		2 076
当 期 純 利 益	4,248	3,976
当 期 純 利 益	9	13
	9 4,238	13 3,963

⁽注) 前連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)はご参考(会計監査人の監査対象外)です。

貸借対照表

(単位:百万円)

	\\\ \	*************************************		ᄽᆂᆇᄼᇠ	(単位・日万円
科目	│ 当事業年度 (2024年3月31日現在)	前事業年度(ご参考) (2023年3月31日現在)	科目	当事業年度 (2024年3月31日現在)	前事業年度(ご参考) (2023年3月31日現在)
(資産の部)	(((負債の部)	(2020)	(2020 0 / 30 : 22 / 30 22 /
流動資産			流動負債		
現金及び預金	527	207	金掛金	3,446	4,269
電子記録債権	24	24	短期借入金	3,747	2,807
売掛金	7,563	7,535	未然払金	806	1,429
商品及び製品	2,564	2,360	未払法人税等	711	601
原材料及び貯蔵品	6,103	6,436	未払消費税等	312	001
前渡金	34	225		928	840
前払費用	115	84	,	4	040
	8,237	7,250	笑が見にいる。 預りの金	45	17
未 収 入 金 未 収 消費税等	158	141 84	賞 与 引 当 金役員賞与引当金	399 24	384 23
そ の 他 貸 倒 引 当 金	181 △4	250 △4	流動負債合計 固定負債	10,427	10,374
				2.670	2604
流動資産合計	25,505	24,597	繰延税金負債	2,679	2,604
固定資産			退職給付引当金	_	20
有形固定資産	2 262	2.02.4	役員退職慰労引当金	_	49
建物物	3,363	3,034	そ の 他 田中年 (本)	22	22
構築物	183	203	固定負債合計	2,701	2,696
機械装置	3,971	3,462	負債合計	13,129	13,071
車両運搬具	18	15	(純資産の部)		
工具器具備品	278	280	株主資本	2 500	2.500
土地	3,291	3,291	資本金	2,500	2,500
建設仮勘定	115	264	資本剰余金	4,036	4,036
有形固定資産合計	11,223	10,553	資本準備金	4,036	4,036
無形固定資産	250	250	利益剰余金	31,411	29,089
借一地権	359	359	利益準備金	497	497
ソフトウェア	51	48	その他利益剰余金	30,913	28,591
ソフトウェア仮勘定	7	3	圧縮記帳積立金 四、金、種、充、会	0	0
その他		8	別途積立金	26,600	24,400
無形固定資産合計	419	420	繰越利益剰余金	4,312	4,191
投資その他の資産	0.610	0 722	自己株式	△477	△474 25.151
投資有価証券	9,610	8,733	株主資本合計	37,470	35,151
関係会社株式	5,987	5,474	評価・換算差額等	E 1E0	4 205
出資金	0	0	その他有価証券評価差額金	5,158	4,395
関係会社出資金	555	555	繰延ヘッジ損益	0	4 200
前払年金費用	2,154	2,091	評価・換算差額等合計	5,158	4,398
その他	335	228			
貸倒引当金	△34	△34			
投資その他の資産合計	18,609	17,050	绒次车	40.600	20 5 40
固定資産合計	30,252	28,023	純 資 産 合 計	42,628	39,549
資産合計 (注) 前事業年度 (2023年	55,758	52,620	負債純資産合計 監査対象外)です。	55,758	52,620

⁽注)前事業年度(2023年3月31日現在)はご参考(会計監査人の監査対象外)です。

損益計算書

(単位:百万円)

		(+III · □/J1 J/
科 目	当事業年度 (自 2023年4月1日) 至 2024年3月31日)	前事業年度(ご参考) (自 2022年4月1日) 至 2023年3月31日)
売 上 高	46,792	44,821
売 上 原 価	38,095	36,409
売 上 総 利 益	8,697	8,411
販売費及び一般管理費	5,441	5,159
営 業 利 益	3,255	3,252
営 業 外 収 益	1,610	1,403
受 取 利 息	0	1
受 取 配 当 金	860	776
受取ロイヤリティー	243	233
固定資産賃貸料	245	250
その他の営業外収益	260	141
営 業 外 費 用	59	93
支 払 利 息	3	3
海外子会社駐在員に係る源泉所得税負担額	25	10
租税公課	6	2
為	-	68
その他の営業外費用	23	8
経 常 利 益	4,806	4,562
特 別 利 益	384	8
固 定 資 産 売 却 益	384	0
投資有価証券売却益	_	8
特別 損 失	302	51
固 定 資 産 売 却 損	_	0
固定資産除却損	42	51
投資有価証券評価損	236	_
企業年金基金脱退損失	24	_
税 引 前 当 期 純 利 益	4,889	4,520
法人税、住民税及び事業税	1,253	1,102
法人税等調整額	△260	14
当期 純 利 益	3,896	3,403
(注) 前事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)は	しず参老(会計監査人の監査対象)	A)です。

(注) 前事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)はご参考(会計監査人の監査対象外)です。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

日東富士製粉株式会社取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマッ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長島 拓也業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 美久羅 和 美業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日東富士製粉株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日東富士製粉株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

日東富士製粉株式会社取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマッ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長島 拓也業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 美久羅 和 美

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日東富士製粉株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第126期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- · 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第126期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに 当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用 の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を 実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、 株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計 算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。 2024年5月20日

日東富士製粉株式会社 監査等委員会

監査等委員 中 庭 聡 ⑩ 監査等委員 野 □ 文 雄 ⑩ 監査等委員 豊 島 ひ ろ 江 ⑩ 監査等委員 村 松 隆 志 ⑪

(注)監査等委員野口文雄、豊島ひろ江及び村松隆志は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外 取締役であります。

以上

OUR PURPOSE

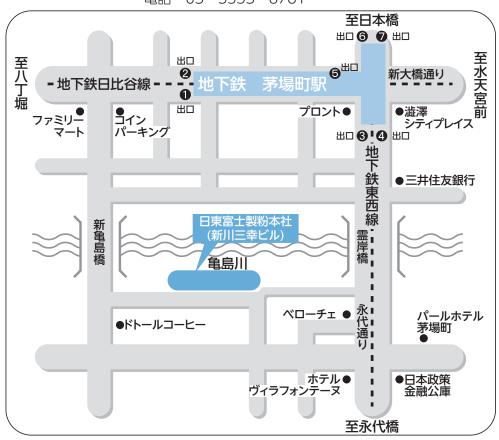
現在、国内の社会経済活動や緊迫した国際情勢等、当社グループを取り巻く環境は大きく変化しております。 こうした状況下にあるからこそ、将来を想定し、課題と解決策を全社員一丸となって取り組むべく、中期経営計画 2026を策定し、その柱となる当社のパーパスを策定しました。



株主の皆様におかれましては、より一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

株主総会会場ご案内図

東京都中央区新川一丁目3番17号(新川三幸ビル) 当社2階会議室 電話 03-3553-8781



最寄駅 東京メトロ日比谷線・東西線 茅場町駅下車徒歩5分



第127回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制並びに企業集団の業務の適正を確保するための体制 業務の適正を確保するための体制の運用状況 連結株主資本等変動計算書 株主資本等変動計算書 連結注記表 個別注記表

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)



取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに企業集団の業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとる様「役職員行動規範」を定めております。

また、コンプライアンス委員会を設置、代表取締役社長がその委員長を務め、各担当役員、各本部長、監査等委員会事務局長、総務部長、業務監査室長をコンプライアンス委員とし、コンプライアンス関連の研修の実施、ガイドラインの制定等の体制を整備しております。

法令上及び定款上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として、 コンプライアンス委員会等への報告・相談ラインを設置しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令等に基づき、定められた期間保存しております。

また、取締役は、これらの文書等を必要に応じて閲覧・入手できる体制になっております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「リスク管理規程」に基づきコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行うものとしております。

組織横断的リスクの対応を一段と強化するため「リスク管理委員会」を設置しております。

また、リスクに対する実際の行動・シミュレーション実施を行うため、リスクに応じた分科会を設置しております。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当役員はその目標達成のために各部門の具体的目標及び効率的な達成の方法を策定します。

当社グループでは、業務の効率化を全社レベルで実現するためのシステムを構築・運用することにより、取締役会等が定期的にその進捗状況をチェックし、改善を促せるようになっております。

⑤ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制について

当社グループは、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めます。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の主管者を定め、取締役や監査役の派遣等を通じて連携を取り、グループ会社の業務執行状況の報告を定期的に受け、確認しております。

また、社長直属の機関として業務監査室を設置しており、当社及びグループ会社について、業務の遂行状況や内部統制の状況について監査し、改善の勧告、改善案の提示や実施状況の確認等定期的に必要な内部監査を実施しております。

⑦ 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査等委員会は、監査等委員会の職務の補助を必要とする場合は、業務監査担当役員に業務監査室の人員の派遣を要請できるものとしております。

- ⑧ 前項の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項 監査等委員より、監査業務の補助の指示を受けた従業員は、その指示に関して、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)等の指揮命令を受けないこととします。
- ⑨ 第7項の使用人に対する監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項 監査業務の補助をする業務監査室の従業員の選任に関しては、監査機能の一翼を担う重要 な役割をもつことに鑑み、その経験・知見・行動力を十分に考慮するものとします。
- ⑩ 当社及び子会社から成る企業集団における取締役及び使用人が監査等委員会に報告をする ための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員が、取締役会に出席し、重要な報告を受け、意見を表明できる体制としております。

また、監査等委員会事務局長が常務会、経営会議、コンプライアンス委員会等に出席し、

重要な報告を受け、その内容を監査等委員会に報告する体制としております。さらに、監査 等委員会事務局長が子会社の取締役会等に出席し、重要な報告を受け、その内容を監査等委 員会へ報告する体制としております。

また、法令及び定款上疑義のある行為等について、当社グループの従業員が直接情報提供 を行う手段としての報告・相談ラインの相手先の一つとして、監査等委員会事務局長から監 査等委員会へ報告する体制を設定しております。

① 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス委員会規則」において報告者が不利益を被らないよう最大限の配慮を 行う体制としております。

② 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行に関連して発生する費用につき、会社法第399条の2第4項に基づく前払や支出済金額の支払い、あるいは債務の処理を依頼した場合、当該職務の執行に必要ではないと証明されたときを除き、当社は速やかに当該費用の支払い又は債務の処理を行います。

③ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役、会計監査人と相互の意思疎通を図るため、それぞれ随時意見交換会をもつこととしております。

また、「内部監査規程」において、業務監査室は監査等委員及び会計監査人と密接な連携 を保つよう努めなければならない旨を定め、監査等委員会の監査の実効性確保を図っており ます。

(4) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、反社会的勢力及びこれらと関係のある個人・団体とは一切の交流・取引を行わず、また、それら個人・団体からの要求には断固として応じないことを「役職員行動規範」で取り決め、警察等の外部機関や関連団体・関連企業と協力して、反社会的勢力を排除するべく社内体制を整備しています。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

① コンプライアンス体制

当社は、当社グループにおけるコンプライアンスの基礎となる「役職員行動規範」を役職員に携行させ、また、社内に掲示するなどして行動規範の浸透を図っています。コンプライアンス委員会におきましては、コンプライアンスに関する課題の把握と、その対策案を立案・実施し、役職員への徹底を図るため社内研修も実施しております。また、問題の未然防止と早期発見を図るため、内部通報窓口を設置しております。

② リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするためリスク管理規程を制定してリスクの把握・評価と対応策の策定・実施等によるリスク管理を継続的に行っております。また、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、国内連結子会社の代表取締役をメンバーに入れた経営会議で共有し、連結ベースでのリスク管理を図っております。

③ 取締役の職務執行

当社は、取締役会を原則月1回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、利益計画等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の業績の分析・評価を行い、法令や定款等への適合性の観点から審議をしております。

④ 内部監査体制

業務監査室は、内部監査計画に基づき、当社並びに当社グループの内部監査を実施し、それぞれの検証結果を半期毎に内部監査報告書として代表取締役及び監査等委員会へ報告しております。

⑤ グループ管理体制

取締役会で子会社を担当する取締役から各子会社の経営状況等の報告を受け、現況を把握できる体制になっております。また、当社の業務監査室が子会社の業務監査を定期的に実施しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日) 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

		株	主	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,500	4,049	34,603	△474	40,677
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△1,575		△1,575
親会社株主に帰属する当期純利益			4,238		4,238
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			2,663	△2	2,661
当 期 末 残 高	2,500	4,049	37,266	△477	43,339

						その他	の包括利益	累計額			
					その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
当	期	首	残	高	4,467	2	295	55	4,820	59	45,558
当	期	変	動	額							
剰	余	金 (の配	当						△14	△1,590
親す			主に帰純 利								4,238
自	1 己 7	株式	の取	得							△2
	主資)当期		外の耳 額(純	頁目 :額)	860	△2	138	462	1,458	12	1,471
当其	期変	動	額合	計	860	△2	138	462	1,458	△1	4,117
当	期	末	残	高	5,327	0	434	517	6,279	57	49,676

株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日) 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

				株	主	資	本		
			資本類	割余金		利	益剰余	金	
		資本金	資本	資本剰余金	利益	そ0)他利益剰約	余金	利益剰余金
		70 - 32	準備金	合計	準備金	圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	合計
当 期 首 列	1 高	2,500	4,036	4,036	497	0	24,400	4,191	29,089
当期変動	カ 額								
圧縮記帳積立金	の取崩					△0		0	_
別途積立金の	積立						2,200	△2,200	_
剰余金の	配当							△1,575	△1,575
当期純君	利 益							3,896	3,896
自己株式の	取得								
株主資本以外(の当期変動額									
当期変動額	合 計					△0	2,200	121	2,321
当 期 末 歿	も 高	2,500	4,036	4,036	497	0	26,600	4,312	31,411

					資本	評估	・換算差額		絋 資産
				自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当	朝 首	残	高	△474	35,151	4,395	2	4,398	39,549
当	朝 変	動	額						
圧縮	記帳積	立金の	取崩		_				_
別沒	金積立	金の和	責立		_				_
剰	余 金	の画	当		△1,575				△1,575
当	期紅	1 利	益		3,896				3,896
自词	己 株 ェ	i の 耳	又得	△2	△2				△2
	三資本以 当期変動		項目 4額)			762	△2	760	760
当 期	変動	額台	計	△2	2,319	762	△2	760	3,079
当	朝 末	残	高	△477	37,470	5,158	0	5,158	42,628

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数及び名称

7社 日東富士運輸㈱、㈱さわやか、隅田商事㈱、㈱増田製粉所、兼三㈱、 NITTO-FUJI INTERNATIONAL VIETNAM CO.,LTD. Nitto Fuji International (Thailand) Co.,Ltd.

- (2) 非連結子会社の数及び名称 該当事項はありません。
- 2. 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち㈱さわやか及びNITTO-FUJI INTERNATIONAL VIETNAM CO.,LTD.の決算日は 2023年12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用しております。 なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
 - aその他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定) 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

- ② 棚卸資産
 - a 商品及び製品

主として総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

b 原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

③ デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

機械装置については、主として定額法、その他は定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に 取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 3~60年

機械装置及び運搬具 2~15年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期 間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計ト基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債 権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員及び執行役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額基準による繰入額を計上しておりま す。

③ 役員當与引当金

役員の賞与の支払に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上して おりましたが、当社は、2023年5月19日開催の取締役会において、2023年6月 29日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを 決議し、同株主総会において役員退職慰労金の打ち切り支給について承認可決され ました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を取崩し、打ち切り支給額の未払金

39百万円を流動負債の「その他」に含めて表示しております。 ただ、一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく 期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

収益の計ト基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計 基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又は サービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益 を認識しております。

① 製粉及び食品事業

小麦粉・ふすま・ミックス粉・食品等の販売取引については、製品及び商品を取引先に引き渡した時点で、当該商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。 対価については、履行義務の充足時点から概ね2ヵ月以内に受領しております。

② 外食事業

ケンタッキーフライドチキン等の外食事業については、商品をお客様に提供した時点で、当該商品の 支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。対価については、 原則履行義務の充足時点で受領をしております。

③ 運送事業

運送事業については、運送サービスを完了した時点で、履行義務が充足されたと判断して収益を認識 しております。対価については、履行義務の充足時点から概ね2カ月以内に受領しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付及び執行役員の退職慰労金に備えるため、従業員については当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を、また執行役員については内規に基づく期末要支給額を計上しております。

1.退職給付見込額の期間帰属方法

当社従業員の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2.数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、5年による定額法により按分した額を発生の翌連結会計年度から当該年数にわたって費用処理することとしております。

3.小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に 換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

- ③ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。
- ④ のれんの償却方法及び償却期間 5年間で均等償却しております。
- ⑤ 消費税等の会計処理 控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは製粉及び食品事業、外食事業及び運送事業を営んでおり、各事業の製品及びサービスは以下のとおりであります。

製粉及び食品事業・・・小麦粉・ふすま・ミックス粉・食品等

外食事業・・・・・ケンタッキーフライドチキン等

運送事業・・・・・・運送業

また、各事業の売上高は61.361百万円、11.088百万円、149百万円であります。

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する 注記等 4. 会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- 3. 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

会計上の見積りに関する注記

退職給付債務及び退職給付費用

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額は、退職給付に係る資産2,900百万円、退職給付に係る負債307百万円、退職給付費用149百万円であります。

退職給付債務及び退職給付費用は、主に数理計算で設定される退職給付債務の割引率、年金資産の長期期 待運用収益率等に基づいて計算しております。割引率は、従業員の平均残存勤務期間に対応する期間の期末 日時点の優良社債の市場利回りを参考に決定し、年金資産の長期期待運用収益率は、過去の運用実績及び将 来見通し等を基礎として設定しております。また、数理計算上の差異につきましては、5年による定額法に より按分した額を発生の翌連結会計年度から当該年数にわたって費用処理することとしております。

なお、これらの見積りは適切であると考えておりますが、割引率及び長期期待運用収益率の変動は、将来の退職給付費用に影響を与え、当社グループの業績を悪化させる可能性があります。

これらに関連する感応度については期末日において合理的に推測し得る仮定の変動に基づき行っております。また、本分析では、割引率以外の仮定に変更が無いことを前提としておりますが、実際にはその他の仮定の変更が感応度分析に影響する可能性があります。

(単位:百万円)

	当連結会計年度					
	割引率0.5%上昇 割引率0.5%低~					
退職給付債務	△134	145				
退職給付費用(年額)	△10	11				

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

36,833百万円

2. 保証債務

下記の借入金に対し保証を行っております。 従業員

0百万円

連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	金額	場所
	建物及び構築物	83百万円	
	機械装置及び運搬具	4百万円	東京都北区・練馬区・中野
外食事業店舗 (連結子会社9物件)	有形固定資産その他 (工具器具備品)	2百万円	区・東久留米市・町田市・小 金井市・神奈川県厚木市・埼
	無形固定資産その他 (電話加入権)	0百万円	玉県川口市・群馬県太田市
	投資その他の資産その他 (長期前払費用)	1百万円	
	it	92百万円	

外食事業店舗につきましては、資産のグルーピングは、各店舗毎に行っております。

減損損失を計上した店舗は、収益性が著しく低下したため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しておりますが、上記物件については、実質的な価値はない と考え、正味売却価額をゼロと評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

杉	株式の種類 当連結会計年度期首		増加	減少	当連結会計年度末	
普	通株	式	9,384,728	_	_	9,384,728

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年 5 月 8 日 取締役会	普通株式	892	98.00	2023年 3 月31日	2023年 6 月12日
2023年10月31日 取締役会	普通株式	682	75.00	2023年 9 月30日	2023年12月 4 日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2024年5月7日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしました。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額

② 配当の原資

③ 1株当たり配当額

④ 基準日

⑤ 効力発生日

1,019百万円

利益剰余金

112.00円

2024年 3 月31日

2024年 6 月10日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については主に銀行借入により調達し、グループCMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)の有効活用により適正な資金管理を図っております。なお、短期貸付金は、主として三菱商事子会社との貸付運用等によるものであり、預金と同様の性質を有するものであります。また、デリバティブは、為替変動リスクを回避するために実需取引の範囲内で利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当社は、当該リスクに関しては、与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度ごとに把握する体制としています。連結子会社についても、当社の与信管理規定に準じた管理をしております。

短期貸付金については、前述の記載のとおりであります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的にその時価及び企業価値を把握し取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが1年以内の支払期日です。

短期借入金は、主に運転資金を目的とした資金調達であり、変動金利のため金利変動リスクに晒されておりますが、短期決済であり金利変動リスクは限定的であります。

デリバティブ取引の内容は、原料の輸入による為替変動リスクを回避するための為替予約取引です。為替予約取引は、相場変動による一般的な市場リスクを有しております。また、取引の相手先は信用度の高い金融機関等に限られていることから、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと判断しております。デリバティブ取引の管理については、実行担当部署と異なる部署が、取引先より都度実行額の通知を受けており、残高の確認及び評価を行っております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が日次預金残高管理を実施するとともに、CMSをグループ内で利用すること等の方法により適切に管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日(当連結会計年度の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	10,099	10,099	_
資産計	10,099	10,099	_
(2) デリバティブ取引(*3)	0	0	_

- (*1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「短期貸付金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	253

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注) 有価証券に関する事項

資産

(1) 投資有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	9,643	1,692	7,950
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	456	701	△244
合計		10,099	2,393	7,706

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算

定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)					
رر <u>ط</u>	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
投資有価証券						
その他有価証券						
株式	10,099	_	_	10,099		
デリバティブ取引						
通貨関連	_	0	_	0		
資産計	10,099	0	_	10,099		

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法 により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

5,449円41銭

2. 1株当たり当期純利益

465円52銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

- 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 商品及び製品

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

- 4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

機械装置については定額法、その他は定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取 得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物

3 ~60年

機械装置及び運搬具 2~12年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間 (5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員及び執行役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額基準による繰入額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付及び執行役員の退職慰労金に備えるため、従業員については当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、また執行役員については内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、数理計算上の差異については、発生の翌年度より5年による按分額を当該年数にわたって処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、当社は、2023年5月19日開催の取締役会において、2023年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同株主総会において役員退職慰労金の打ち切り支給について承認可決されました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を取崩し、打ち切り支給額の未払金39百万円を流動負債の「未払金」として表示しております。

6. 重要な収益及び費用の計ト基準

収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計 基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又は サービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益 を認識しております。

「製粉及び食品事業」である小麦粉・ふすま・ミックス粉・食品等の販売取引については、製品及び商品を取引先に引き渡した時点で、当該商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。対価については、履行義務の充足時点から概ね2ヵ月以内に受領しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理

の方法と異なっております。

- (2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理してお ります。
- (3) ヘッジ会計の処理 繰延ヘッジ処理を採用しております。
- (4) 消費税等の会計処理 控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

収益認識に関する注記

- 1. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記 6. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- 2. 残存履行義務に配分した取引価格 当社は、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる 対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

会計上の見積りに関する注記

退職給付債務及び退職給付費用

当事業年度の計算書類に計上した金額は、前払年金費用2,154百万円、退職給付費用93百万円であります。 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報は、連結注記表(会計上の見積りに関する注記)に同一の 内容を記載しているため、記載を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 26,379百万円

2. 保証債務

下記の借入金に対し保証を行っております。

従業員 0百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 2,951百万円 短期金銭債務 3.993百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高17,839百万円仕入高4,475百万円営業費用2,200百万円営業取引以外の取引高1,065百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	株式の種類 株式数 当事業年度期首の 株式数		当事業年度の 減少株式数	当事業年度末の 株式数	
普通株式	278,983	465	_	279,448	

⁽注) 自己株式の増加は単元未満株式の買取りによるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産

賞与引当金	118百万円
未払事業税	46百万円
土地評価損	107百万円
役員退職慰労引当金	3百万円
会員権評価損等	19百万円
投資有価証券評価損	81百万円
固定資産減損損失	51百万円
その他	72百万円
繰延税金資産合計	499百万円

繰延税金負債

有価証券評価差額金	2,293百万円
前払年金費用	659百万円
土地評価益	226百万円
圧縮記帳積立金	0百万円
その他	0百万円
操延税金負債合計	3,179百万円

繰延税金負債の純額	2,679百万円
-----------	----------

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
如点头 一类变声(4th) (被所有)	(被所有)	当社製品販売の総代理店	製品の販売等 (注) 2 (1)	11,650	売掛金	1,874	
親会社	三菱商事㈱	直接 65.8%	役員の兼任	製品・原材料の購入 (注) 2 (2)	2,563	買掛金	215

2. 子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所 (被所有)割		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	日東富士運輸㈱	直接 100.0	選送部門 役員の兼任	資金の借入 (注) 2 (3)	835	短期借入金	860
マ 会分	隅田商事㈱	直接 100.0	。 当社製品販売の代理店	製品の販売 (注) 2 (1)	5,458	売掛金	906
子会社	(南田尚事(M)	直接 100.0%	™ 役員の兼任	資金の借入 (注) 2 (3)	851	短期借入金	844
子会社	㈱増田製粉所	直接 100.0	製粉部門 役員の兼任	資金の借入 (注) 2 (3)	311	短期借入金	960
子会社	NITTO-FUJI INTERNATIONAL VIETNAM CO.,LTD.	直接 94.7	% 役員の兼任	雑収入 (注) 2 (4)	265	_	_

3. 兄弟会社等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	三菱商事フィナ ンシャルサービ ス㈱	なし	資金の貸付	資金の貸付 (注) 2 (3)	6,980	短期貸付金	8,237

- (注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (1) 製品の販売等については、市場価格、総原価を勘案して、一般的取引条件と同様に決定しております。また、三菱商事株式会社との販売高に対して一定の販売手数料を支払っております。
 - (2) 製品・原材料の購入については、市場の実勢価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。
 - (3) 資金の借入・貸付に関してはCMS (キャッシュ・マネジメント・サービス) によるものであります。
 - 借入金・貸付金の利率は市場金利を勘案して決定しております。なお、取引金額は期中平均残高を 記載しております。
 - (4) 雑収入については、ロイヤリティー等によるものであります。ロイヤリティーについては、両社が 協議して決定した契約上の料率に基づき決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

4,681円75銭

2. 1株当たり当期純利益

427円95銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。